

古往来から見た武家の教養

書を学ぶ・書で学ぶ

三 保 サト子

(総合文化学科)

Knowledge and skill of the samurai class in Koorai

Satoko MIHO

キーワード：新札往来 *SINSATSU-ORAI* 尺素往来 *SEKISO-ORAI*

入木道 (書道) Calligraphy 武家 Samurai class 手習い Writing practice

はじめに

何時の時代にも、より良く生きるために必要な知識や技能がある。しかしそれは、時代や所属する社会・階層、また性別等によって自から異なるに違いない。現代の子供たちが学んでいるあれこれも、次世代の現代社会を生きるために必要と見なされた事どもであり、不断に見直され、修正を重ねられている。

往来物が、言われるように初学者の教科書であるとすれば、その時代を映す確かな鏡である。中世に成立・流布したと見られるそれらは、雑然とした語句集成の観があり、文学性も低い。そのため、独立した作品として取り上げられ、研究対象とされることは希であったが、ここには、時代が必要と考えた必須知識が盛り込まれているはずである。

本稿では、日本の中世、特に南北朝・室町期を中心として、この時代に作成された教科書(往来物)から、次の2点について明らかにしようとした。

- 1 当時の子供たちが何を学んでいたかの全体像を把握すること。
- 2 それら必須教養の内から、「学習すべき書物」

と「学習方法としての書写」について内容を整理し、「書写」の意義を見直すこと。

対象とした作品は、『新札往来』(新札と略称)と『尺素往来』(尺素と略称)である。制作年代がやや早い『新撰遊覚往来』(遊覚往来と略称)と『異制庭訓往来』(異制庭訓と略称)についても併せて考察した。本文は、原則として『日本教科書大系』底本に拠った。本文の異同については、必要に応じて諸本の状況を示すこととした。

1 南北朝・室町期の必須教養

1) 資料の概要

はじめに、対象として扱う作品(資料とした往来物)について、簡単に説明しておきたい。

(1) 新札往来について

『新札往来』が収める教育内容は南北朝のものである。執筆・成立は貞治三年1364から同六年7月1367の間であり、作者は素眼法師(生没未詳~康暦二年8月1380以降間もなく歿か)である。素眼は時宗の京都四条道場金蓮寺の僧であり、書家としてまた連歌師として著名である。1392年の南北朝合一に

先立って亡くなったと推測される。素眼の事跡については別稿参照のこと（『武家文化圏で製作された古往来についての研究』（課題番号14510478）所収「新札往来について」、科学研究費研究成果報告書平成17年3月）。

(2) 尺素往来について

作者は一条兼良（1402-81）と伝えるが、疑義も多い。内容は、『新札往来』の大幅増補版とも言うべき物であるが、筆者の見識による取捨選択が行われた跡が見える。特に、貴族文化の伝統色が強い年頭の宮廷行事、鷹狩記事などの加筆、また、浄土宗関係記述の削除などが行われたと見られる。

本往来については、現存する伝本の状況から推して、よく流布したと見られる。一代の碩学、一条兼良の名が冠せられていることや、所収語句が多いにもかかわらず無駄に学術的でないこと、語句集成型でありながら、部分的には一通の書状としての組立てを持つので書式の手本としても使えることなどが人気の要因と考えられる。

2) 所収項目から見る武家の教養（新札・尺素）

前述したように、『尺素』は『新札』の増補版と言われる。全体が一続きに記されているので区切りは分明でない。全体像を把握するために項目を立てて内容を整理し、作品間の対応を示したのが表1である。項目名は『新札』の記事を基にして私に設定した。『尺素』以下の作品に、是に対応する記述があれば印で示し、無ければ×印とした。印は有無を示すのみで、記述内容まで重なるとは限らない。この表によって、当該時代の必須教養を概観することができるように意図している。本稿末に表1としてこれを収めた。

項目毎に詳細な検討が必要であることは言うまでもないが、紙面の制限もあり、本稿ではこの内、「学習(1)書写と読書」に焦点を絞っている。ここに収められたのは、書写用基本書目（勅撰集等の書写）、手蹟の名人、稽古用基本図書に関する記事である。一部とはいえ、「学び」の根幹をなす核心部分であると言える。

3) 中世武家の教養

表1を概観すると、ここには実に多岐にわたる学習内容が示されている。大きくまとめてみると、こうした知識が、鎌倉期以降、新たな為政者として台頭してきた武家に相応しいものであることが分かる。E（弓と鞠の技術と知識）やH（年貢取立・訴訟裁判等の為政の知識）が、正に武力を背景に世を治める武家に必須のものであることは容易に理解されるが、C（お客のもてなしに必要な、料理・茶・各種遊技についての知識と技能）やF（音楽・芸能についての知識と技術）、また、G（病と医薬品についての知識）についても幅広く知っていなければ、教養有る武士とは認められなかったのである。

- A、宮中・幕府の年中行事についての知識
- B、季節の行事・催しに参加できる知識
- C、お客のもてなしに必要な、料理・茶・各種遊技についての知識と技能
- D、内外の基本図書についての知識と書写力
- E、弓と鞠の技術と知識
- F、音楽・芸能についての知識と技術
- G、病と医薬品についての知識
- H、年貢取立・訴訟裁判等の為政の知識
- I、神事・仏事についての知識

これらの習得は決して容易なことではなかったに違いない。しかし、現存する日記、家訓等、あるいは物語・説話等に散見する関係記述に於いても、一部であるにせよ当時の人々が、こうした教養の持ち主であったことが知られるのである。このことについて、次項4)において確認しておきたい。

4) 家訓・置文に見える武家の教養

室町期の武家教育について記す『世鏡抄』（続群書32輯上）によると、武士には寺に入って教育を受ける途が開かれていた。入寺による教育ルートが一般化するのは室町時代に入ってからのことである。7-8才で入寺し、13才を下山の年とするので、教育期間は4-7年であった。

これ以前、一般的なのはやはり家における教育であった。『御成敗式目』十八条は、親の子供への教育責任を挙げている。所領讓与権をもつ親は絶対的

優位に立っていた。教育内容は、第一に「弓箭の道」、次が「文字を知ること」とされている。經典語録を聴聞することなど、文字・文章による学習、典籍による教育が行われていた。

鎌倉時代、未だ成立過程にあった武士の教育内容は、まずは武技であった。「六波羅殿御家訓」(桃裕行著作集3所収、北条重時1198-1261)では弓箭の道以外は大きく重要でないとしている(もっとも彼は、礼式作法について細かく配慮し、歌も嗜む人である)。ところが、「竹馬抄」(群書27輯 斯波義将、永徳三年1383)では、武芸の錬磨や名利の追求ばかりに執心せず、詩歌管弦などの芸能や源氏物語・枕草子、あるいは和歌・連歌などの教養をも深めるよう説いている(第六条・八条)。さらに、「多胡辰敬家訓」(続群書32輯下 天文十三年1544ごろ)になると、手習学文・弓・算用、馬乗、医師・連歌(歌道)・包丁・乱舞(謡・笛・小鼓・大鼓・太鼓・土形)・鞠・躰・細工・花・兵法・相撲・盤上遊技(碁・将棋)・鷹・容儀の17箇条からなり、さまざま技能に通じているのを良いこととするようになる。しかも、弓箭の道は第2に重要な能力とされ、手習学問第一と序列が逆転しているのである。「早雲寺殿21箇条」(日本思想大系21『中世政治社会思想上』岩波、北条早雲1432-1519)でも、「よき友を求むべきは、手習・学文の友也」とあって、手習・学文が益々重視されるようになってきているのである。学問は人間の心を正すものと考えられ、前掲の「多胡辰敬家訓」に、「学文ナキ人八理非ヲモウキマヘガタシ」「ヨキ人ニ御成アルベク候」とあるように、学文の重要性は「理非を分別し、人になる」ためであることが強調されている。

5) 遊覚往来と異制庭訓の所収話題

異制庭訓往来と新撰遊覚往来についても話題対照一覧表(表2)を次に掲げる。『異制庭訓』の配列を基本として月毎の話題を挙げ、『遊覚往来』に同じ話題(語句群)が有るかどうかを示したものである。両作品の関係は、『遊覚往来』を加筆集成して『異制庭訓』が成ったようにも見えるが、私見では、共通の材料を使っただけの制作がなされた結果、部分的

に親子の如き類似が生じたかと考えている。

表2【異制庭訓：遊覚往来 話題対照一覧】

月	異制庭訓往来	新撰遊覚往来
1	月遊宴・諸道(六種の会/戯論の遊)	6月遊技・遊戯
2	*《酒宴・料理》	××
3	喫茶(歴史/産地/茶銘)	4月産地・銘柄・種類
4	香道(出来方/伝来/銘)	7月名香銘
5	*《財物・珍宝》	××
6	*《兵法・武具》	××
7	学問(外典書名)	11月外典書名
8	習字(東西書家の筆法/小陽殿八曲)	8月筆法の諸形図 9月少陽殿八曲
9	詩・聯句・和歌・連歌	1月連歌(家作りの材/作文の体/聯句/連歌新式) 2月和歌(八代集/三代集)
10	管弦(五音)	10月管弦の徳
11	仏事(七山名刹/諸役名/堂舎名/作法礼式/飾の具足/点心/茶子/菓子)	11月仏事(七山/諸役/堂舎名/点心/茶の子/菓子) 3月十服茶(室礼/喫茶の具足)
12	仏事(室礼/仏具)	12月仏事(荘厳/具足/)

『異制庭訓』には『遊覚往来』にない項目(語句集団)が加わっている。それらは《酒宴・料理》《財物・珍宝》《兵法・武具》と纏めることができ、旧来の貴族文化では取り上げられなかったものである。これらは全て、『新札』『尺素』にあっては重要項目になっている。

なお、此処に挙げた全項目の内、8月の小(少)陽殿八曲を除く全ての話題が、『新札』『尺素』にも共通して存在し、時代の教養の在りどころを示している。「小(少)陽殿八曲」については後述する。

2 学習基本図書と書写

ここでは、表1における「学習(1)」グループについて詳しく検討する。同じ項目とはいいながら、作品間に見られる記述内容には大小の差が見られる。その差は何に起因するのか、何処が、何故違うのか。その原因を明らかにすることで、それぞれの作品が持つ背景や成立事情が見えてくるように思われる。

学習(1)に分類したのは、書写と読書の教養であり、内容は、1) 書写用基本書目(勅撰集等)、2) 手蹟の名人、3) 稽古用基本図書の3項目に分けられる。項目別に見ていくこととする。

1) 書写用基本書目(勅撰集等)

ここに盛り込まれたのは初学の人の手習用の手本候補、書写用基本書目である。これから始まる長い書記生活の出発にあたり、「なにを」真似るかは人生の重要事である。選ばれたのは名人の手になる歌集であった。

表3-1【書写用基本書目】

<p>勅撰等、悉可書写候。</p> <p>御子左家御本、可申出候。</p> <p>万葉集者、一本相伝候。</p> <p>古今・後撰・拾遺三代集者、定家卿一行書本、</p> <p>後拾遺・金葉(中略)八代集者、先急速大切候。</p> <p>其後、新勅撰・続後撰・</p> <p>続古今・続拾遺・</p>	<p>又近日勅撰事、其沙汰候。然者、可出微望於宗匠家候。因茲、為歌道練習、古集共、書写之志候。諸家之御証本等。暫時拝借之段、不可為尾籠候哉。</p> <p>定家卿一行書之本、於或所見及候。隨而彼御子孫者、二條家為当代宗匠、撰集及度々候。家隆卿嫡流、九條羽林下向于防州以後、未及帰洛。有家朝臣者、余胤断絶。雅經卿苗裔者、飛鳥井公宴御出仕、勿論候。於御在京之向家者、内縁候之間、雖為御秘本、恩借可容易候。</p> <p>撰集之最初、万葉者、并手左大臣橘諸兄公、奉奈良御門勅撰之。一本感得仕候。</p> <p>古今者友則、貫之(中略)拾遺者花山院御自撰。以上三代集。先急速大切次後拾遺者、(中略)是共八代集、次第可令書写候。</p> <p>次新勅撰者定家卿、奉後堀河院勅撰之。続後撰者、奉後嵯峨院撰之。新</p>
--	---

<p>新後撰・玉葉・続千載・続後拾遺・風雅・新千載・新拾遺、</p>	<p>拾遺者、為明卿、奉同院勅撰之。</p> <p>新後拾遺者、為重卿奉後円融院勅撰之。</p> <p>此外、天曆千五百番等之歌合、堀河院百首、八雲御抄(下略)</p>
------------------------------------	--

さて、『新札』は「勅撰等、悉く書写す可く候」と切り出され、学習の第一歩は勅撰和歌集の書写に始まることが強調されている。手本として特筆されたのは「御子左家の御本」である。

御子左は前中書王兼明親王914-987の邸宅であり、親王自身をも指す。一品宮禎子内親王裳着の祝いに後撰集20巻を贈ったといい(栄華物語)、能筆として知られる親王であるが、真跡は現存が知られていないとのことである。「万葉集は一本相伝に候」といい、三代集は「定家卿一行書本」を使うようにとも言う素眼であるから、親王の書跡が彼の手元にあった可能性を全く否定するわけではないが、親王の書風を承けた子孫のそれであったかと推測する。あるいは単に3家分立以前の定家の家をこう呼んだものが、『尺素』には「二条家」が使われ、二条家は当代の宗匠として度々勅撰集編纂に及んだと記している。

尊円流から分派したという素眼は、書家として御子左の書跡を所蔵し親しんだのかも知れない。

一方、『尺素』では、近々勅撰集の編纂が行われるに備えて、「歌道練習の為に古集共書写の志候」といい、書写は歌道練習の一方法とされている。求められたのは「諸家の御証本」であった。

続いて古今集以下の三代集、新古今集までの八代集が挙げられる。書名だけを挙げる『新札』に対し、『尺素』は撰者名全員と下命者とを併記する形を取っている。

その後に、『新札』では『新勅撰』から『新拾遺』までの11歌集名が、『尺素』ではこれに『新後拾遺』を加えた12歌集名が挙がっている。順序に差はない。新拾遺和歌集の成立が貞治三年1364であり、新後拾遺和歌集の四季の部奏覧が永徳二年3月1382であることからして、これも当然のことである。『尺素』のいう「近日勅撰事」は『新後拾遺集』に続く『新

『続古今集』(飛鳥井雅世撰、永享五年8月1433將軍義教推挙、後花園天皇下命)を指すのであろうか。この部分が現実を踏まえてのこととすれば、『尺素』執筆もこれより前、近い頃となる。

此処には又、定家の子孫、二条家流が度々撰集に携わったこと、家隆の嫡流が山口(大内)へ下向したまま都に不在であること、有家の流れは断絶し、雅経の子孫が在京して活躍していることなど歌の家の消息が語られている。また、二条・飛鳥井両家は『尺素』筆者と内縁があり、秘本の借用も容易であるとも記している。いずれにせよ、筆者の勅撰集に対する関心の深さ、知識の確かさが知られる。

ところで、『遊覚往来』、『異制庭訓』にも勅撰集についての記述があるが、八代集以降の部分が大きく違っている。検討のために該当部分を抄出した。

表4-1【遊覚：異制庭訓 八代集・十三代集】

遊覚往来 二月	異制庭訓 九月
(往) 八代集・十三代集者、誰人御撰、又、自何御代被定置候哉。 (返) 八代集・十三代集事、万葉者平城天皇御宇、左大臣橘諸兄公御撰、古今者延喜御代、貫之・躬恒・友則・忠峯等撰。(中略)新古今者、通具・有家・定家・家隆・雅経等撰也。以此八代集号。 其後、新勅撰者~、続後撰者~、続古今者~、続後拾遺~、続千載集者為世卿撰也。加彼等、号十三代集。 此外代々勅撰、家々撰集、雖多之不能委註。以彼等作例之本歌。	所謂万葉集者平城天皇御宇、左大臣諸兄公御撰也。古今者延喜御宇、貫之・躬恒・友則・忠峯等撰也。 (中略)新古今者、通具・有家・雅経・家隆・定家等撰也。是号八代集也。 続古今者鶴殿・続拾遺・続千載・続後撰、新続古今等、定家・為家・行家・光俊・為氏・為世等撰之也。加是号十三代集也。

問題の一は、「十三代集」の数え方である。両書とも、八代集に5勅撰集を加えたものを十三代集と呼ぶと解説している。この見解は新勅撰以降の13集を指す現在の説とは異なっている。中世に伝えられる家々の秘伝に違いがあったと解すべきであらうか。これについてはさらに調査したい。

問題の二は、八代集以後に撰進された歌集名の違

いである。『遊覚往来』が挙げる5本は、新勅撰・続後撰・続古今・続後拾遺(イ、続拾遺)・続千載集であって、続千載集に先行する新後撰と玉葉2本が無視されたことになる。これは、単なる無知に原因する誤りであらうか。

『異制庭訓』が挙げる5本は、掲出順に、続古今・続拾遺・続千載・続後撰・新続古今である。制作年代は前後し、もはや選定理由の見当もつかないが、一見博識に見える『異制庭訓』筆者が、かかる過ちを犯すのは何故であらうか。

問題の三は、『拾遺集』花山院親撰説についてである。早く定家が親撰説を唱えていて、『尺素』も「拾遺者花山院御自撰」と断言する。これに対し、「花山院御時、一条摂政殿・長能・道濟御撰」(遊覚往来)・「花山院御時一条摂政殿御撰」(異制庭訓)のような一条摂政伊尹924-972撰進説をどう解すべきであらうか。

2) 手蹟の名人(書写の故実を含む)

(1) ここで取り上げられるのは書跡の名人とされる和漢の人々である。本朝では、『尺素』のみが、嵯峨天皇・弘法大師、是に次ぐ光明皇后・道真の名を記し、次いで、道風・佐理・行成の「三賢(三跡ではない)」、さらに、文昌・保時・時文・文時に及ぶ。『新札』は道風・佐理・行成の「三賢」のみを詳しく紹介する。

中頃の名人として特筆されるのは、法性寺殿、弘誓院殿、後京極殿の3名である。これは両書に共通する。この後、書の世界を圏席したのは、行能、定成、経朝ら権跡行成の流れであり、他流の追隨を許さなかったという。また、『尺素』執筆の現在、青蓮院尊円法親王(1298-1356)の書跡が規範として仰がれているとのことであるが、『新札』に言及はない。

(2) とところで、同じく書についての知識であっても、『遊覚往来』や『異制庭訓』が重視したのは筆法・書写の故実であった。それらは家々に受継がれた秘伝・口伝と推察され、これら往来の執筆・制作に際して、往来物作品制作の場に取り込まれたのであろうと推察される。既に秘伝ではなくなってい

たので往来物の世界に入っているのか、特定の学習者を想定しての制作であるため意図的に入れたのか、いずれにしても制作圏を特定する大きな手掛りになると期待している。

筆法・故実に相当する記述を『遊覚往来』から抄出し、表4-2・表4-3として示した。引用が多くなるのを避けるため、『異制庭訓(八月往返)』との対比は割愛した。両書はよく似ている。

諸家の形図

往状の質問と返状の解答とは、必ずしも合致していない。少人の教育を開始するに当たり、書の手本は誰のものを使うがよいのか、筆は何の毛がよいのか、墨はどのように摺るべきかなどの問に対し、説かれるのは専ら名人の形図である。王羲之の6様図、周即之の4様図をはじめ、道風の十八形図、佐理の五形図、行成の十六形図が紹介され、「筆法之得伝」と号される。

表4-2【遊覚 諸家の形図】

遊覚往来 往	遊覚往来 返
(八月往) 手本者、用何人筆跡、毫筆者、勝何毛、墨者、摺何体、硯者、何石吉候哉。不審候。 又、家々習、入木之法、所々額文字、御願寺之扉文、異国之返牒、御表官物、諸人之願文、貴所之屏風、障子色紙形、折扇、団扇、番張、戒牒、歌合、懐紙等、不審多候之間、如形所欲令存知其法。	(八月返; 諸家の形図) 漢朝六義(王羲之)者、懸針、垂露、返鵲、迴鸞、魚鱗、虎爪、六様図。又、周即者、藤花、雲行、楊柳、枯木之四様図。 其後、日域成闡仁者、天曆年中、村上天皇之御宇、木工頭小野朝臣道風者、成十八形図。所謂、鳥相、蛇形、枯松、立獅子尾、垂露、下藤上、雲出、雨足、雁飛之点。仁豆、龍走、木折点、高峯墜石、乱草、落玉之点。月、方丈、人頭等之点也。 長和之比、冷泉院御代、正三位兼左兵衛佐藤原佐理卿者、於永一字、成五形図。所謂、雪中落雁之点、牛行角折之点、野口長立之点、半月雲出之点、遠山雲井之点等也。 寛仁之比、一条院御時、大納言藤原行成者、成十六形図。所謂、往還、梅枝、鐵切、飛鳥、枯草、落

石、池入江、牛尾草、生水流出、青草、乱糸、下登上等。小石散、海岸、石平、巖立之点也。 以斯為三師之図、号筆法之得伝。

形図への言及は、現存する秘伝書に散見する。一例として次に『玉章秘伝抄』(続群書 31輯下)を引いたが、さらなる調査が必要なところである。

(前略) 以上於図大虎六義是也。又於大唐周郎四様藤花雲行楊柳枯木也

一於我朝、木工頭小野朝臣道風者十八形図。所謂鳥相羽、蛇形、枯松立、獅子尾、垂露、下藤・上雲・出両足・雁飛点・仁頭・龍走・折木・高峯・墜石・乱草・落玉点・月輪形・大神頭等ノ点也。是者村上天皇御宇。

一冷泉院御宇、正三位兼左兵衛佐藤原佐理卿者、於永字成五形図。所謂雲中落巖点、半片角折点(中略)

一一条院御宇、大納言藤原行成卿、成十六形図。所謂、往還梅枝鐵切。飛鳥、枯木、落石、池入(下略)

小松茂美氏の『日本書流全史』(講談社 昭和45年)が紹介する『入木用筆伝(寛永六年1625六月持明院基定書写奥書)』の冒頭にも同様の図説があり、ここでは、道風十八形・行成十六形、佐理については「正三位佐理卿一行図」とする。

少陽殿八曲

「小湯殿(遊覚往来)・小陽殿(異制庭訓)」(教科書大系)と翻刻される該当箇所について、諸本の状況は、「少陽殿」「昭陽殿」「照陽殿」など多様であったが、正しくは「昭陽殿」とすべきものである。早くに実態が分からなくなっていたために誤写が生じやすかったのであろう。

『金玉積伝集末』(続群書 31輯下)の冒頭に、「照陽殿八曲次第」の撰述について次のように記す。
一条院御伯父三品中将四具平親王。号後中書王。彼宮暫円融院照陽殿伝御座。(中略) 正三位前太宰大貳参議藤原朝臣佐理卿、為照陽殿親王之間、号照陽殿八曲云々。

これによると、後中書王具平親王(964-1009)は暫く円融院の梨壺(昭陽殿)を殿舎にしていたため、

「昭陽殿」と呼ばれ、本書は、具平親王の入木道秘伝を説くものだという。

表4-3【遊覚 昭陽殿八曲】

<p>(9月往) 每見入木之法、諸家之形図、筆跡之口伝、甚深之体而不審多惟。然者、真行草之三体、筆墨之所持、書写之故実、主君・貴人仰書、本書・消息之体、色紙・双紙之書様、並小湯殿之八曲次第等、委細示給候者、可悦入候。</p>	<p>(9月返；昭陽殿八曲) 筆法並小湯殿之八曲、一者、得手習之能書、有三種之品。上根者習千字。中根者学七千字、以下五百字、為下品云々。詩歌・消息之古詞、自習一字能、可知千字云々。真・行・草之三体者、以真為骨。以行為肉、以草為皮云々。二者書写之故実。書者、硯和墨堅弱摺之。硯墨堅和入力可摺云々。若紙古不付墨、入白水可摺之。(中略)三者、令書写色紙文字時者、可用夏毛。若唐筆虎羊毛、但依料紙可用之歟。(中略)八者、消息法者、可奉貴人状之文字者不可書極草。可書墨黑。是則恐人法也。但為傍輩者、如乱秋風万草可書之。將又仰書者、入硯水、向御前摺墨、染筆後、可申案内。書竟後、以硯水洗筆、可指笠。雖多異曲、不可過之。</p>
---	--

さて、田安德川家の所蔵する入木道関係資料160点余が国文学研究資料館に寄託され、紹介された(新井栄蔵『「書」の秘伝』平凡社 1994)。持明院家からまとめて伝えられた、世尊寺流・持明院流と明示される入木道の伝授書である。ここに、「世尊寺六 昭陽殿八曲」が登録されている。原本調査の結果、『遊覚往来』は全文をそのまま正確に引用していることが判明した。

その後、「薬師寺蔵「持明院家歌道書道聞書伝書」略目録(稿)」(調査報告、武井和人)によって、同書が薬師寺にも収められていることを知った。次のようにある。

D10 昭陽殿八曲 6丁 27.0×20.0 袋綴
 じ 1冊 写 1丁才内題「昭陽殿八曲」、
 照者作昭為将依後中書王令藤原佐理書、6
 丁才「右八曲如斯深可思之行成」、朱丸・
 朱訓点アリ)

これによると、昭陽殿八曲は後中書王具平親王が

藤原佐理に書かせたものと伝えられ、しかも、外ならぬ行成自身がこの書を重んじて一筆記したことになる(八曲は八曲とすべきであろう)。田安家蔵本からも、昭陽殿八曲は世尊寺時代から受継がれた古いものと考えられる。

このことは、『遊覚往来』のみではなく、中世の往来物の作成を考える上で大事なことを教えてくれる。百科辞典的な往来物は、多くの先行文献を参照するは当然のこと、家々に伝わる秘伝書の如きをも取り込んで作られたということである。

因みに、『金玉積伝集』本末2巻は「先行する秘伝書の抄録」であり、近世初期の成立先行秘伝書の一だと考えるが、撰述者を具平親王や藤原佐理に直接結びつけるのは躊躇われる。『金玉積伝集』前半は前中書王兼明親王(914-987)の口伝・伝書に「権大納言行成」(972-1027)が追記・撰述したとされており、前中書王兼明親王と後中書王具平親王との対比がいかにも作為を感じさせる。これについてはなお調査したい。

3) 稽古用基本図書

「少生稽古の為」として『新札』が求めている書物は、全て漢文の25編である。これが『尺素』になると、4倍近くに増大している。思いつく限りを目一杯挙げた観があるが、室町時代の子供たちはこんなにも多くを学んだのであろうか。古代・中世の文化人たちが、いかに多くを手習いに費やしたかにつき、新井氏は前掲『「書」の秘伝』において『実隆公記』や『讓仁親王日課表』の例を示している。彼等は、原則として毎日書いている。幼くより日常的に書く生活を続けているので、ずいぶん早く書けるようでもある。子供の教育にも相当数の書物を揃える必要があるとすれば、師は(親あるいは子供自身も)せっせと書写するしかない。「菅家一流、殊以読合之志候」(新札)とか、「清・中両家之儒、伝師説而候于侍読歟」(尺素)とあるので、訓註注釈が中心であったかと考えるが、それでも此処に挙がる書物を読破するのは大人にも子供にも並大抵ではあるまい。まして、書写するにおいてをやである。

表 3 - 3 【新札：尺素 稽古用基本図書】

新札 (稽古用基本図書)	尺素 (稽古用基本図書)
<p>為少性稽古、本書等相尋候。</p> <p>先五経者、周易・尚書・毛詩・春秋・礼記並老子経。左子・漢書・後漢書・史記・文選・論語・孝経・孟子・遊仙窟・貞観政要・白氏文集、乃至、楽府・朗詠・蒙求・百詠等、可預御秘計候。</p> <p>菅家一流、殊以読合之志候。</p> <p>玉篇・広韻、可借給候。</p> <p>近来、以毛晃之韻、為字之本歟。然者、其以前字書、可被捨候哉。是又一篇之儀候。</p>	<p>為小童稽古、本書大要候。</p> <p>先全経者、周易、尚書、毛詞、周礼、儀礼、礼記、春秋、論語、孝経、孟子、爾雅也。</p> <p>此外、老子、莊子、荀子、楊子、文中子、列子、管子、淮南子以下、清・中両家之儒、伝師説而候于侍読歟。伝註及疎正義者、以後漢晋唐之博士所釈、古来雖用之、近代、独清軒健叟法印、以宋朝濂洛之義為正。開講席於朝廷以来、程朱二公之新釈可為肝心也。</p> <p>次紀伝者 (中略) 法家者令及律。中家坂家、各伝其義説者也。官方者格、外史者式並儀式、内史者詔勅宣命、卜部一流相伝之。秘説者専在日本紀、日本後紀、続日本紀、続日本後紀、文徳実録、新国史等歟。同伝受之志候。</p>

『尺素』の特色は、日本の作品「本朝文粹・和漢朗詠・新朗詠・風土記」等を加え、「一々訓受すべき」とするところ、また、家職によって、専門分野別に学ぶべき書目をそれぞれ挙げるところである。特に後者は、専門の家が確立した時代ならではの配慮と言えよう。なお、ここに『風土記』が含まれることには幾分違和感を覚える。

韻書について「近来、以毛晃之韻、為字之本歟」(新札)とあり、素眼の頃『毛晃之韻』が流行したようであるが、『異制庭訓』も「玉篇・広韻・毛晃」を挙げていて、成立の近さを思わせられる。また、『尺素』に「独清軒健叟法印」こと玄慧 (?-1350) が朝廷で宋学を講じたとあるが、確証を得ない。持明院殿の『礼記』談義に列席したことを指すのかも知れない。

付記

本稿は、平成21 - 23年度科学研究費補助金による研究成果の一部である。

表 1 【新札：尺素 話題対照一覧】

項目	新札往来	尺素往来	遊覚往来	異制庭訓
正月 儀式	(1)年始挨拶慣用句 (2)元三の儀式 × × × 唄飯 両社行幸 御評定始 御所的 聖廟御参籠 (3)返状冒頭慣用句	(2)同左 小朝拝・三節会・朝観行幸 × 」正月往状として完結。 返状の始り	× × × × × × × ×	× × × × × × ×
2月	稲荷社初午		×	×
3月	花見連歌など 東山西郊之花 地主鷲尾花下 大原野花 × 嵯峨清涼寺	桜狩 (鷹狩)	連歌式目 × × × × ×	× × × × ×

項目	新札往来	尺素往来	遊覧往来	異制庭訓
4月	茶会など 新茶 名香・× 諸道具類 日吉祭礼 賀茂祭	+ 茶具 ・合香 朝飯+食材	3月 7月 × ×	3月 4月 2月 × ×
5月	賀茂競馬・深草祭		×	×
6月	祇園会 鉾 馬 弓・甲冑・刀 進発（警備；侍所）		× × × × ×	× × 6月 6月 ×
接待	朝飯 点心 茶子 菓子 遊技 風呂	・・4月 に続く 巻末語彙群 巻末語彙群 巻末語彙群 4月 朝飯材料から続く 4月日枝・賀茂祭へ	× ×	食材 ×
学習 (1)	書写と読書 書写用基本書目 (勅撰集等の書写) 手蹟の名人 稽古用基本図書	(8//9月の記事とする) 近日、勅撰の沙汰下る	8月；筆法 (能筆の形図) 2月；八代集 十三代集 11月；外典の 書目	8月 9月 8月 7月
学習 (2)	スポーツ系 蹴鞠 犬追物 笠懸		× × ×	1月 1月 1月
学習 (3)	芸能系（田楽・猿楽・管弦・ 舞楽） 勸進講 佐女牛八幡放生会 舞楽等 別当供僧等 - 出仕の行粧 山門・南都の強訴 - 供奉の 儀式		管弦 × × × × ×	10月 12月

項目	新札往来	尺素往来	遊覚往来	異制庭訓
学習 (4)	医薬・祈祷他 新渡の薬種 和薬 病と薬・温泉等の効能 卜占・加持祈祷など	温泉 (天変地異と祈祷)	× × ×	5月
治世	施政の心得 訴訟・裁判 検断 年貢取立 地頭の心得 奉公と知行安堵 除目		× × × × × ×	× × × × × ×
神事・ 仏事	神社 寺院 東寺灌頂式 浄土宗 禅律宗	日吉・祇園、二十二社 四箇大寺 × 八宗 + 法華宗非難	× × × ×	× × × × 11月
補充 語群	× × × × * (接待の項に対応) 書信末慣用句	前栽 (花木名) 山水立石 室内荘厳 器財 禅祿 僧具 掛絵 屏風・障子 絵の具 仏事 請僧 粥・点心・茶の子・茶・ 午齋・菓子・布施物 叢林僧の墮落 茶毘の儀式・忌日 律寺	× × × × × × ×	× × × × × × ×